

令和5年度 森林環境譲与税の使途について

犬山市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和5年度の森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

事業名	事業総額（単位：千円）				事業内容
	(A)+(B)+(C)	うち当該年度の 森林環境譲与税 (A)	うち基金取崩額 (B)	うち他の財源 (C)	
犬山ふれあいの森整備事業	518	518	0	0	犬山市内の八曽国有林をふれあいの森として借り受け、森林整備、植生調査、市民向け自然観察会などを実施しました。
犬山南小学校改築工事	801,174	0	17,235	783,939	犬山市立犬山南小学校の校舎改築工事を行いました。（木質化部分について森林環境譲与税を充当）
森林環境譲与税基金積立	8,154	8,154	0	0	基金に積立てを行うことで、森林整備や人材育成、森林機能の普及啓発、公共施設の木材利用促進等をを長期的かつ計画的に実施します。